

競売物件の入札をするには、  
入札書毎に下記の各書面が必要となります。

●暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

- ・ 入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ・ 提出後の訂正はできません。

※「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

●個人の場合 **住民票**                      法人の場合 **資格証明書**

- ・ 入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・ 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、  
マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ・ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

●宅地建物取引業者の場合 **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・ 有効期限内のものを提出してください。

※ 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、  
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」  
さらに、自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、  
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」  
も、提出してください。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月23日

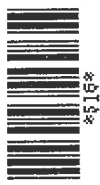
大津地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 村 田 將 尚

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 7日 午前 9時00分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月21日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月11日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月24日 午前10時00分から 令和 6年 5月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。郵送による買受申出は, 入札期間最終日の午後5時必着です。特別売却実施期間中の買受申出の受付は, 期間中の金曜日(祝日を除く)の午前10時から午後4時までです。	





物 件 目 録

4 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 833番7  
地 目 宅地  
地 積 128.15平方メートル

(現況) 次の未登記建物がある。  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺平家建  
床 面 積 約59.0平方メートル



## 物件明細書

令和 5年 8月14日

大津地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 岸 田 雄 志

---

---

1 不動産の表示

【物件番号4】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号4】

本件土地の一部につき、売却対象外の未登記建物（種類：居宅、構造：木造瓦葺平家建、床面積（概略）：約59.0平方メートル）のための法定地上権の成否は不明であるが、これが成立しないものとして売却基準価額が定められている。

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号4】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

4 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 833番7  
地 目 宅地  
地 積 128.15平方メートル

(現況) 次の未登記建物がある。  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺平家建  
床 面 積 約59.0平方メートル



令和5年(ケ)第20号  
令和5年5月25日受理  
令和5年6月19日提出

## 現況調査報告書 (その③)

### 物件4

大津地方裁判所

執行官 井ノ口 尚人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物 件 目 録

- 1 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 8 3 2 番 3  
地 目 宅地  
地 積 7 0 . 4 6 平方メートル  
所有者 A
- 2 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 8 3 3 番 4  
地 目 宅地  
地 積 1 4 0 . 3 3 平方メートル  
所有者 A
- 3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 8 3 3 番 6  
地 目 宅地  
地 積 1 3 2 . 1 0 平方メートル  
所有者 B
- 4 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 8 3 3 番 7  
地 目 宅地  
地 積 1 2 8 . 1 5 平方メートル  
所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
<b>土地</b>	物件4
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (物件4) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件 ) <input type="checkbox"/> 農地 (物件 ) <input type="checkbox"/> 雑種地 (物件 ) <input type="checkbox"/> 山林 (物件 ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/> 土地概要図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 (A) <input type="checkbox"/> その他の者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が本件土地に下記目的外建物を所有 (相続) し, 占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し, 占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が田圃として使用し, 耕作している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	その他の事項記載のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <div style="text-align: right;">地方裁判所 支部 令和 年( )第 号</div> <div style="text-align: center;">保管開始日 令和 年 月 日</div>
建物 (目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は, 「」の箇所の記載のとおり  
(2枚目)

目的外建物の概況 ( 物件4 関係)	
所 在	高島市安曇川町田中宇布施戸833番7
家 屋 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> ない (未登記) <input type="checkbox"/>
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 物置
構 造	木造瓦葺平家建
床面積 (概略)	約59.0㎡
所 有 者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 (A) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明
建 築 時 期	<input type="checkbox"/> 年 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 不明
建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 不明
その 他 の 事 項	<p>目的土地所有者 (A) の陳述によると、目的外建物の建築時期は不明であるが、同建物は町営住宅の払い下げにより同人の父親 (C) が購入した建物であり、現在は同人が相続して所有している、とのことであった。</p> <p>当職が法務局や市役所の税務課等で調査した結果、目的土地に存する登記建物や課税対象建物は存しない、とのことであった。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 3 枚 目 )

## その他の事項

### 1 表札表示等

物件4土地を立入り調査したところ、同土地には写真②の建物（以下、「目的外建物」が存し、目的外建物には表札表示等が存しなかった。

### 2 物件4土地（以下、「目的土地」という。）の状況等

#### (1) 目的土地の形状及び範囲について

目的土地については、法務局備付けの公図（7枚目）及び地積測量図（8枚目）が存し、上記図面等を参考に、現地で目的土地所有者（A）立会いのうえ隣接する道路や隣地との境界のコンクリートブロック塀等を確認し、目的土地を簡易計測して作成したものが9枚目の土地建物位置関係図である。

簡易計測の結果、目的土地の形状は地積測量図の形状に概ね合致し、同土地の現況面積は公簿記載の面積に概ね合致していると認められたが、同土地の正確な地積を求めるためには実測を行う必要があると思料される。

#### (2) 目的土地の状況

目的土地は、目的外未登記建物の敷地として利用されている。

### 3 目的外建物の状況等

ア 目的外建物の外観は、写真①及び②のと通りの居宅である（現在、空き家）。

イ 目的外建物の概況は3枚目に記載のとおりであり、同建物は未登記で非課税対象建物であることが判明した。

### 4 接面道路等について（以下は、評価人からの聴取による。）

目的土地は東側で、両側側溝部分を含む幅員約3.5mの舗装市道（建築基準第42条2項に該当）に概ね等高に接面する（写真⑤）。

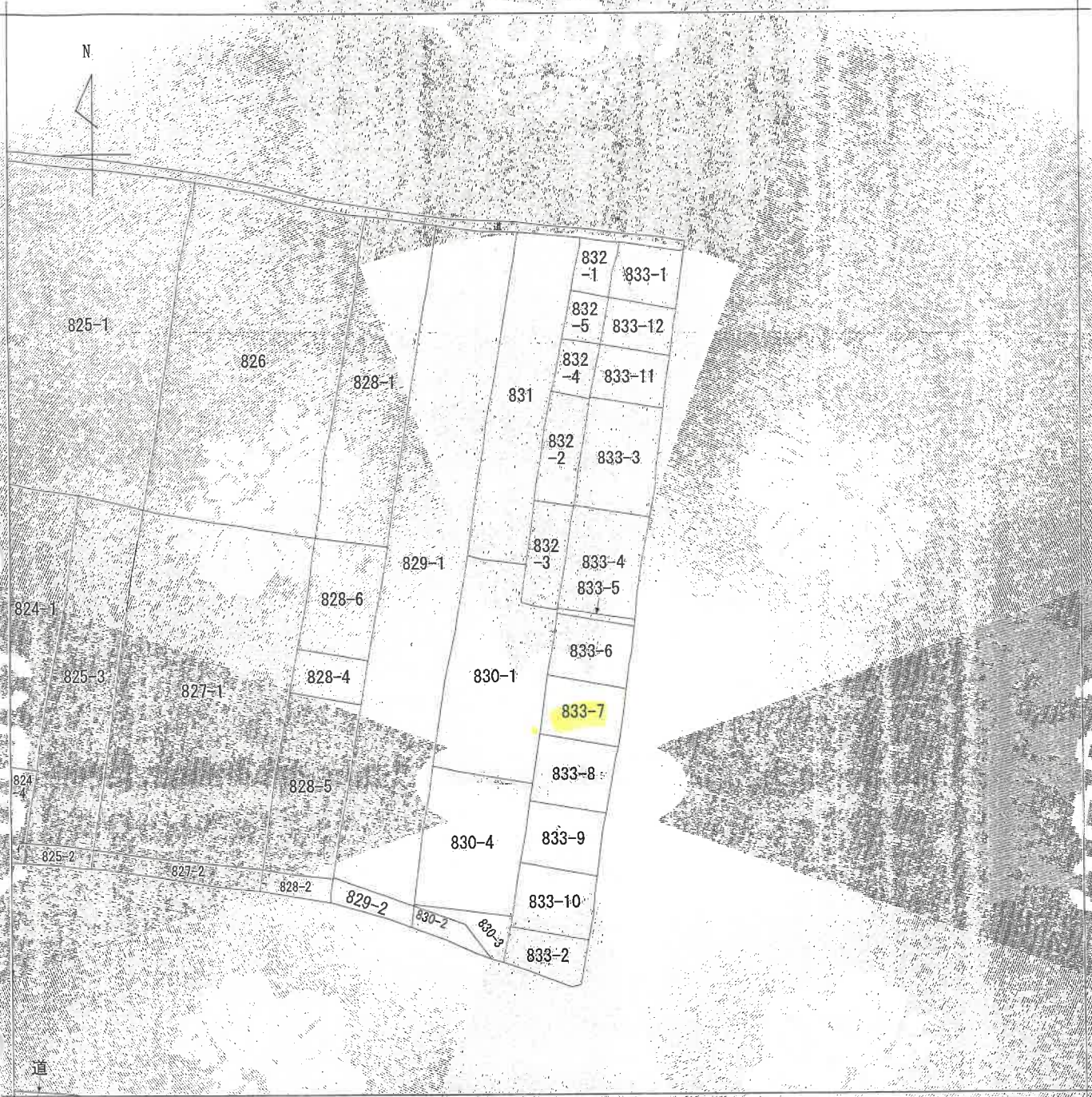
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■高島市役所税務課	目的土地上に課税対象建物はありません。
■A (目的土地所有者)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 目的土地上に存する建物は、町営住宅の払い下げにより私の亡父(C)が購入した建物です。</li><li>2 父親が亡くなり、相続する者は私の母親と弟の三人でしたが、母親と弟も亡くなり、同建物は現在私が相続していますが、現在は空き家になっています。</li><li>3 同建物は未登記で課税もされていません。</li></ol>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年5月25日(木) 16:10-16:25	大津地方法務局	目的土地の公図, 地積測量図, 建物図面等交付申請
令和5年5月26日(金) 9:40-9:50	高島市役所 税務課	目的土地の地番図等交付申請, 目的土地に存する建物の課税状況等確認
令和5年5月26日(金) 11:00-11:15	物件所在地	目的土地の所在確認, 目的土地所有者(A)と面談, 占有状況等確認
令和5年6月9日(金) 13:20-13:50	物件所在地	目的土地所有者(A)立会いのうえ立入調査, 目的外建物の概測, 写真撮影, 評価人と帯同, 接面道路等確認
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり  
(6枚目)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 安曇川町田中

請求部	所在	高島市安曇川町田中宇布施戸			地番	832番3			
出縮	方尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地区
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方法務局高島出張所管轄)  
令和5年5月26日  
大津地方法務局

請求番号：2-7  
(1/1)

登記官

(7枚目)

公用

A4判に縮小



登記年月日：昭和57年8月31日

615569

地番 823-3-1.0

地積測量図

土地の所在 高松市安芸町 田中布希戸

求積表

②	833-3	15.18 X 7.64 = 115.9752
		15.18 X 7.56 = 114.7608
	計	230.7360
	1/2	115.3680
	面積	115.36㎡

③	833-4	17.01 X 8.34 = 141.8634
		17.01 X 8.16 = 138.8016
	計	280.6650
	1/2	140.3325
	面積	140.33㎡

④	833-5	10.94 X 0.96 = 10.5024
		10.94 X 1.00 = 10.9400
	計	21.4424
	1/2	10.7212
	面積	10.72㎡

⑤	833-6	16.41 X 8.23 = 135.0543
		16.41 X 7.87 = 129.1467
	計	264.2010
	1/2	132.1005
	面積	132.10㎡

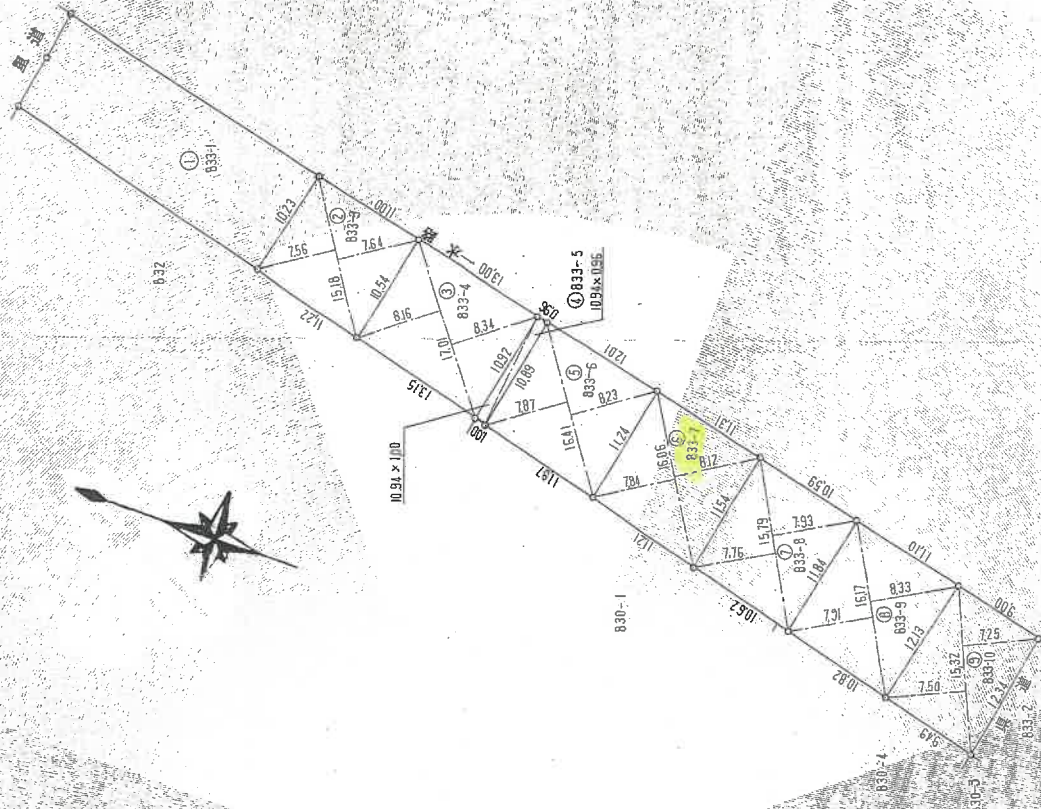
①	833-1	1414.87 - (②+③+④+⑤) = 520.03105
	面積	520.03㎡

⑥	833-7	16.06 X 8.12 = 130.4072
		16.06 X 7.84 = 125.9104
	計	256.3176
	1/2	128.1588
	面積	128.15㎡

⑦	833-8	15.79 X 7.93 = 125.2147
		15.79 X 7.76 = 122.5304
	計	247.7451
	1/2	123.87255
	面積	123.87㎡

⑧	833-9	16.17 X 8.33 = 134.6961
		16.17 X 7.91 = 127.9047
	計	262.6008
	1/2	131.3004
	面積	131.30㎡

⑨	833-10	15.32 X 7.25 = 111.0700
		15.32 X 7.50 = 114.9000
	計	225.9700
	1/2	112.9850
	面積	112.98㎡



縮尺 1/500

申請人

昭和57年8月30日(印)

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (大津地方法務局高島出張所管轄)  
 令和5年5月26日 大津地方法務局 登記官

(8枚目)

A4判に縮小

請求番号：2-9

COOL

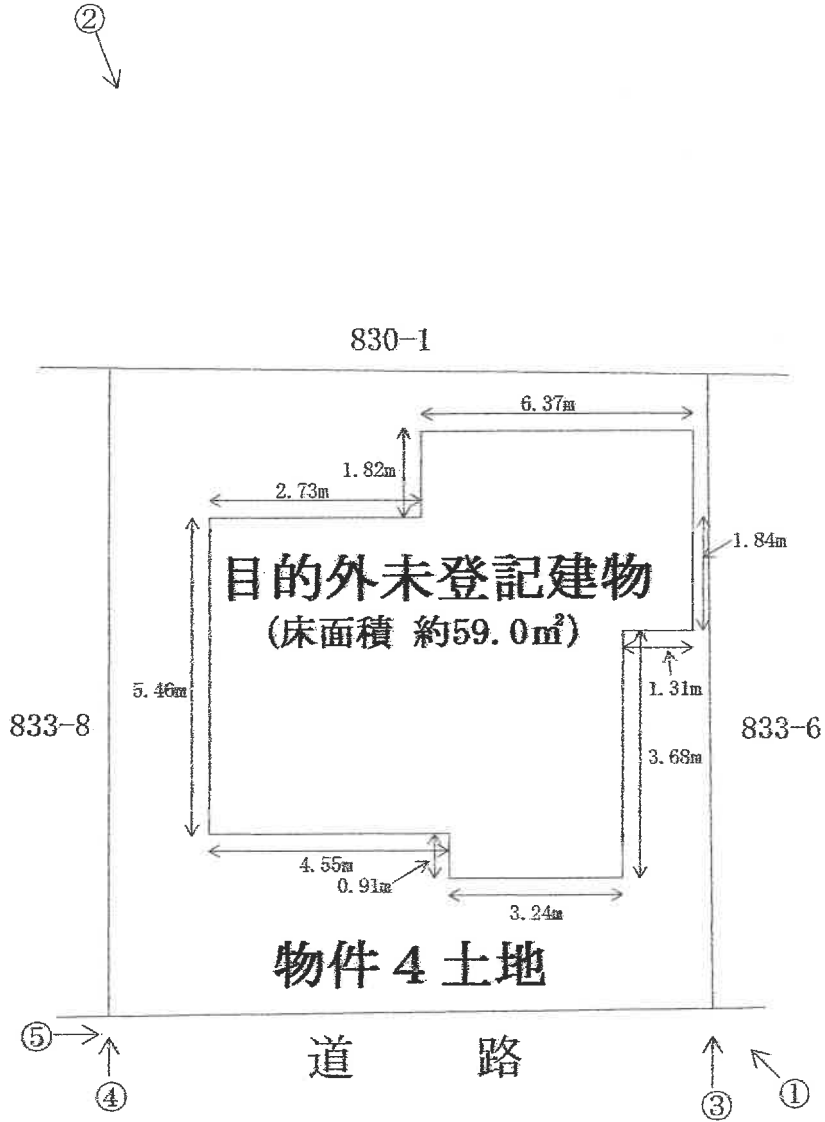
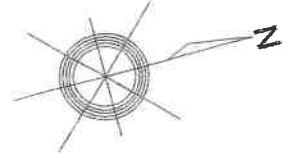
公用



# 【 土地建物位置関係図 】

(検尺は概測である)

○→ 写真撮影位置方向



# 現況写真

## 目的外未登記建物



①



②



③



(10 枚目)

④



⑤



令和 5年 (ケ) 第 20 号  
令和 5年 6月 9日 現地調査  
令和 5年 7月 21日 評価  
物 件 4

大津地方裁判所 御中

## 評価書(その③)

<土地(建付地)用>

評価人 不動産鑑定士

玉 瀧 光

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件4（土地）	金 1,110,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
4	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	
番号	特 記 事 項		
4	目的土地上に下記の目的外建物(未登記建物)が存する。 種類:居宅 構造:木造瓦葺平家建 床面積:約59㎡ 建築年月日:不明		

物 件 目 録

- 1 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 832番3  
地 目 宅地  
地 積 70.46平方メートル  
所有者 A
- 2 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 833番4  
地 目 宅地  
地 積 140.33平方メートル  
所有者 A
- 3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 833番6  
地 目 宅地  
地 積 132.10平方メートル  
所有者 B
- 4 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸  
地 番 833番7  
地 目 宅地  
地 積 128.15平方メートル  
所有者 A



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 4 )

位置・交通	JR湖西線「安曇川」駅の北西方・道路距離約 1100 m 最寄バス停「安曇川中学校前」の北西方・約 300 m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか農地、倉庫等も見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 70 % 200 % なし 高島市景観計画(市内全域) 高島市屋外広告物条例(第4種地域)
画地条件	規模 128.15 m <sup>2</sup> (公簿) 間口約 11.3m 奥行約 11.2m	ほぼ正方形
接面道路の状況	東側で幅員約3.5mの舗装市道(石塚線)に等高に接面 (建築基準法第42条2項道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設 (注)	上水道 ガス配管 下水道	前面道路に本管あり なし 前面道路に本管あり
土壌汚染等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 平成3年、平成8年の住宅地図では吹田工業所と記載、平成18年の住宅地図では吹田工務店と記載、平成28年の住宅地図では建物に名前等の記載はない。 目的土地及び分筆前土地の土地登記簿及び土地閉鎖登記簿によると、明治以降、地目は田であり、昭和37年に田から宅地へ地目変更登記されている。また所有者は、明治以降個人名での所有が続き、昭和37年に高島郡安曇川町に、昭和58年に現在の所有者に所有権移転登記されている。	

(注)供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常のコストで敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。



<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的土地について、公図、地積測量図等を参考に、現況の目的土地を簡易計測した結果、目的土地の形状は地積測量図の形状に概ね合致し、目的土地の現況面積は公簿記載の面積に概ね合致しているものと認められたが、目的土地の正確な面積を求めるためには実測を行う必要がある。</li> <li>・上記、接面道路の状況に記載の道路幅員は、道路両側に存する側溝を含む幅員である。</li> <li>・目的土地は、下記の目的外建物(未登記建物)の敷地として利用されている。  種類:居宅  構造:木造瓦葺平家建  床面積:約59㎡  建築年月日:不明  (目的建物の所有者の陳述によると、目的外建物の建築時期は不明であるが、目的建物は町営住宅の払い下げにより、目的建物の所有者の父親が購入した建物であり、現在は目的建物所有者が相続して所有しているとのこと。)</li> </ul>
-------------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件4 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
4	17,700	1.01	128.15	0.90	2,060,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 滋賀高島 -7

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $22,700\text{円}/\text{m}^2 \times 98.5/100 \times 100/100 \times 100/126 = 17,700\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 標準的 (相乗積 100/100 )

◇地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率  
 $100/104 \times 100/101 \times 100/120 \times 100/100 = 100/126$

イ個別格差 : 方位+1 (相乗積 101/100 )

ウ地 積 : 登記数量による。

エ建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
4	2,060,000	0.10	敷地占有利益	210,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売 市場 修正	その他の 控除減価 (敷金等)	評 価 額(円)
	(1①オ、1②エ) ア	(2①ウ) イ	ウ	エ	オ	カ	(ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
4	2,060,000	-210,000	/	1.00	0.60	1.00	1,110,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格 ( 滋賀高島-7 )

所 在 : 高島市安曇川町田中字北五反田344番外

価 格 : 22,700 円/m<sup>2</sup>

位 置 : JR湖西 線「安曇川」駅の北西方・道路距離約 900 m

価 格 時 点 : 令和 5 年 1 月 1 日

地 積 : 652 m<sup>2</sup>

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 街 路 : 西側 7.5 m 県道

用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60 %、容積率 200 %)

防火地域の指定無

地 域 の 概 要 : 一般住宅のほか店舗等も見られる既成住宅地域

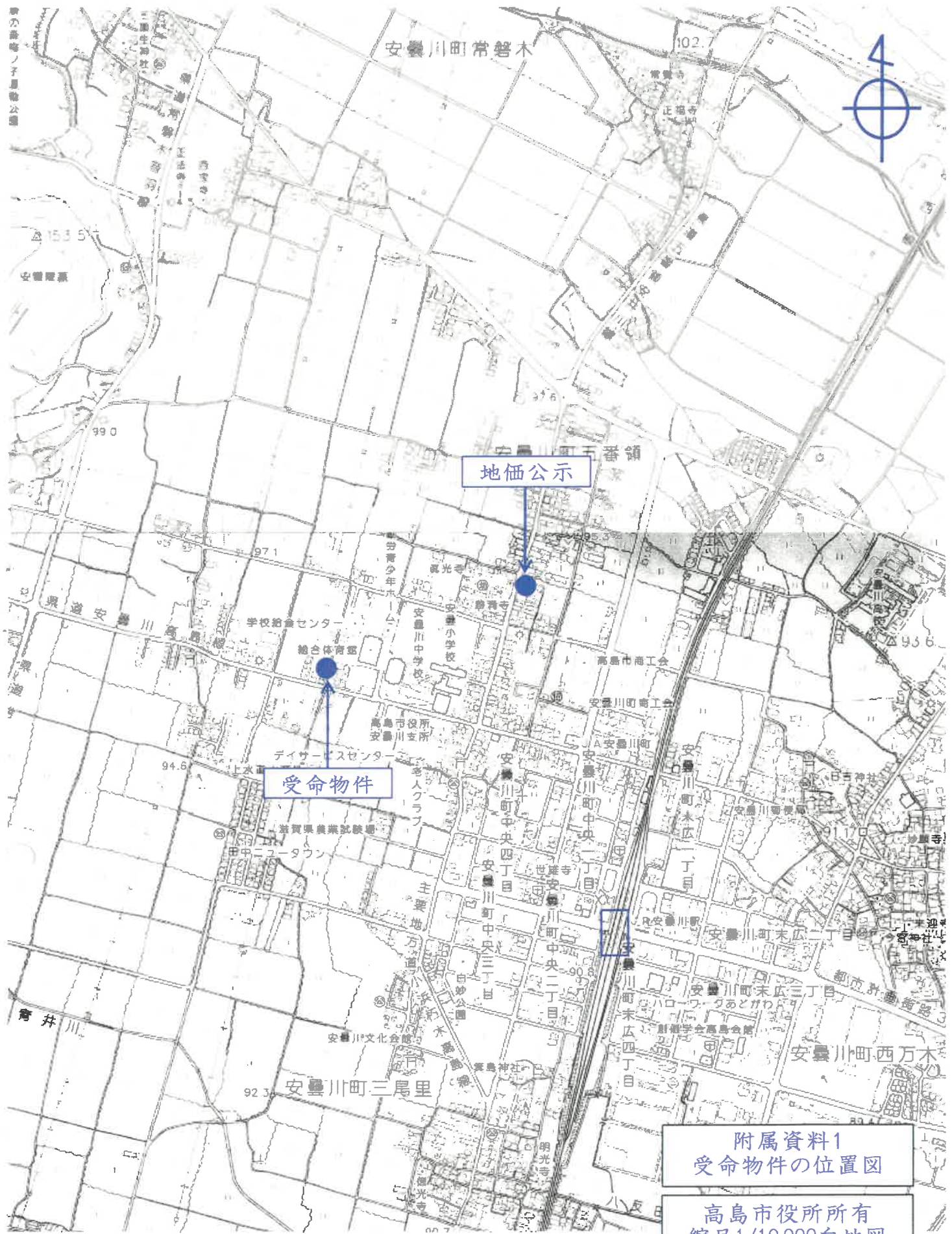
## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 受命物件附近の状況図
- 3 公 図 写 し
- 4 地 積 測 量 図 写 し
- 5 写 真 撮 影 位 置 図
- 6 現 況 写 真

固定資産税評価額(令和5年度)

物 件 4 : 1,476,288 円

以 上

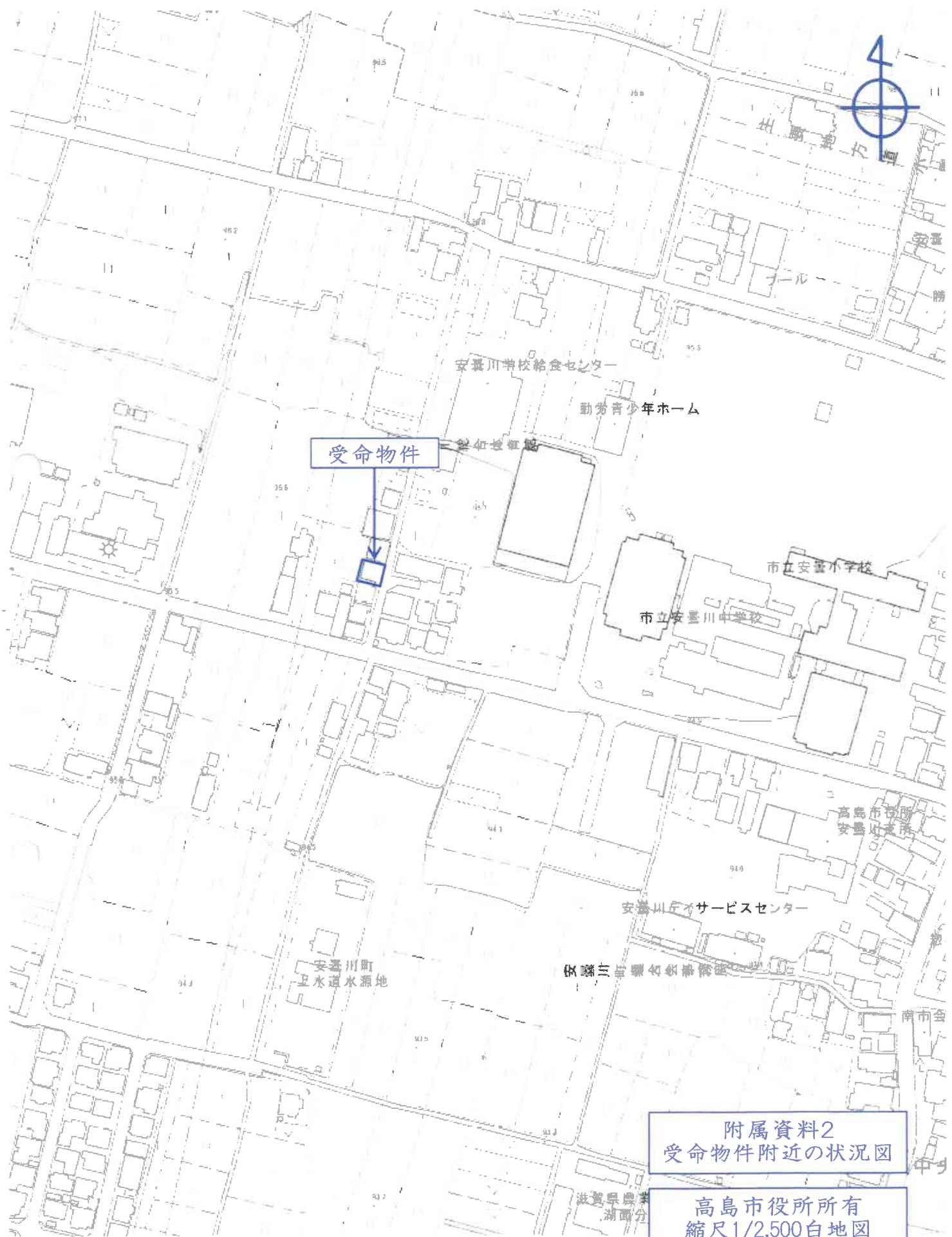


地価公示

受命物件

附属資料1  
受命物件の位置図

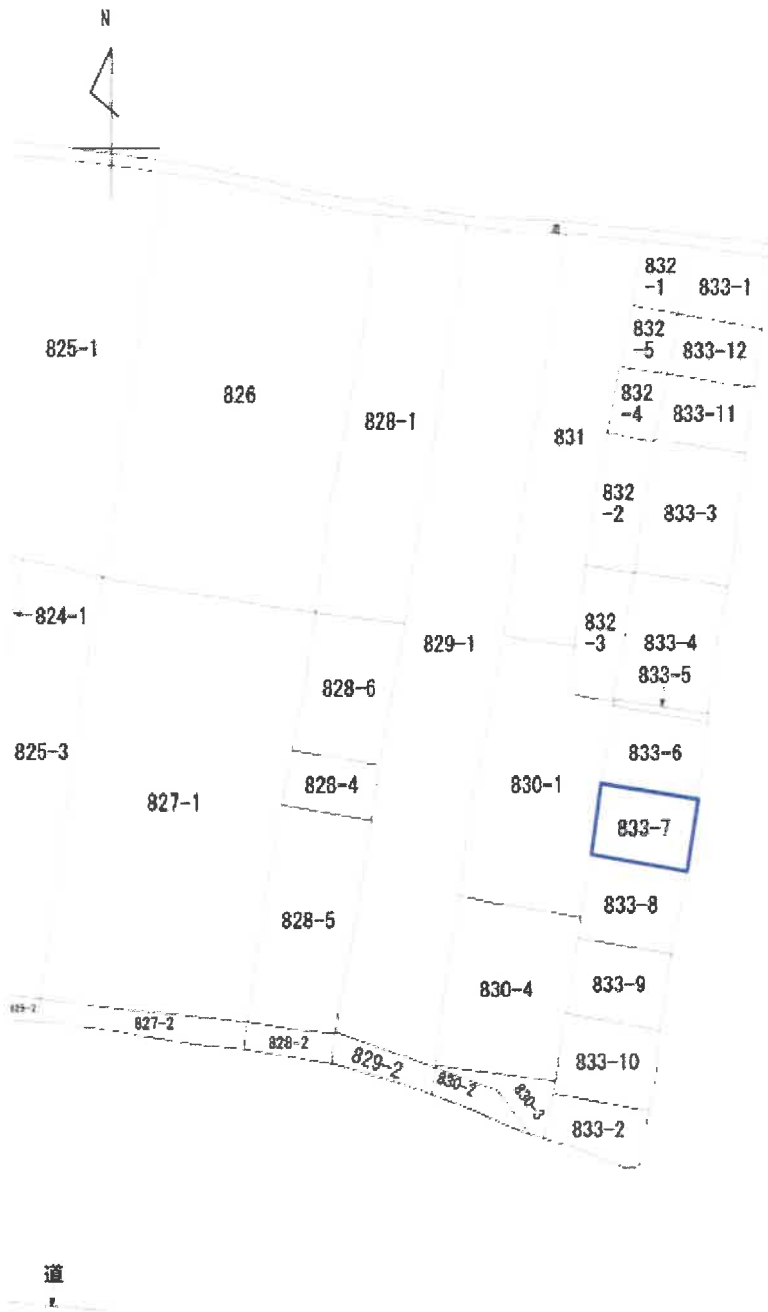
高島市役所所有  
縮尺1/10,000白地図



受命物件

附属資料2  
受命物件附近の状況図

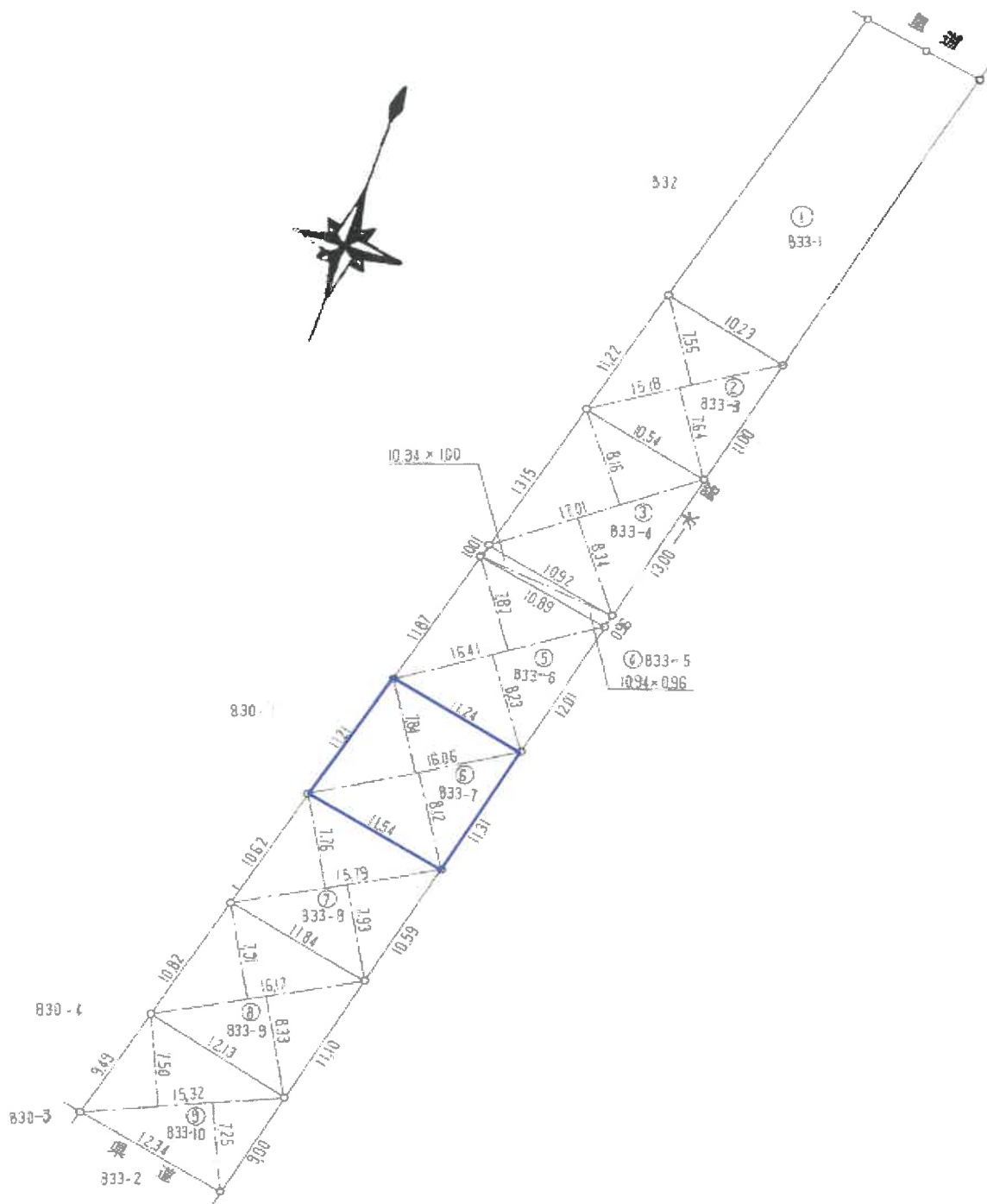
高島市役所所有  
縮尺1/2,500白地図



縮尺不明  
A3をA4に縮小

附属資料3  
公図写し



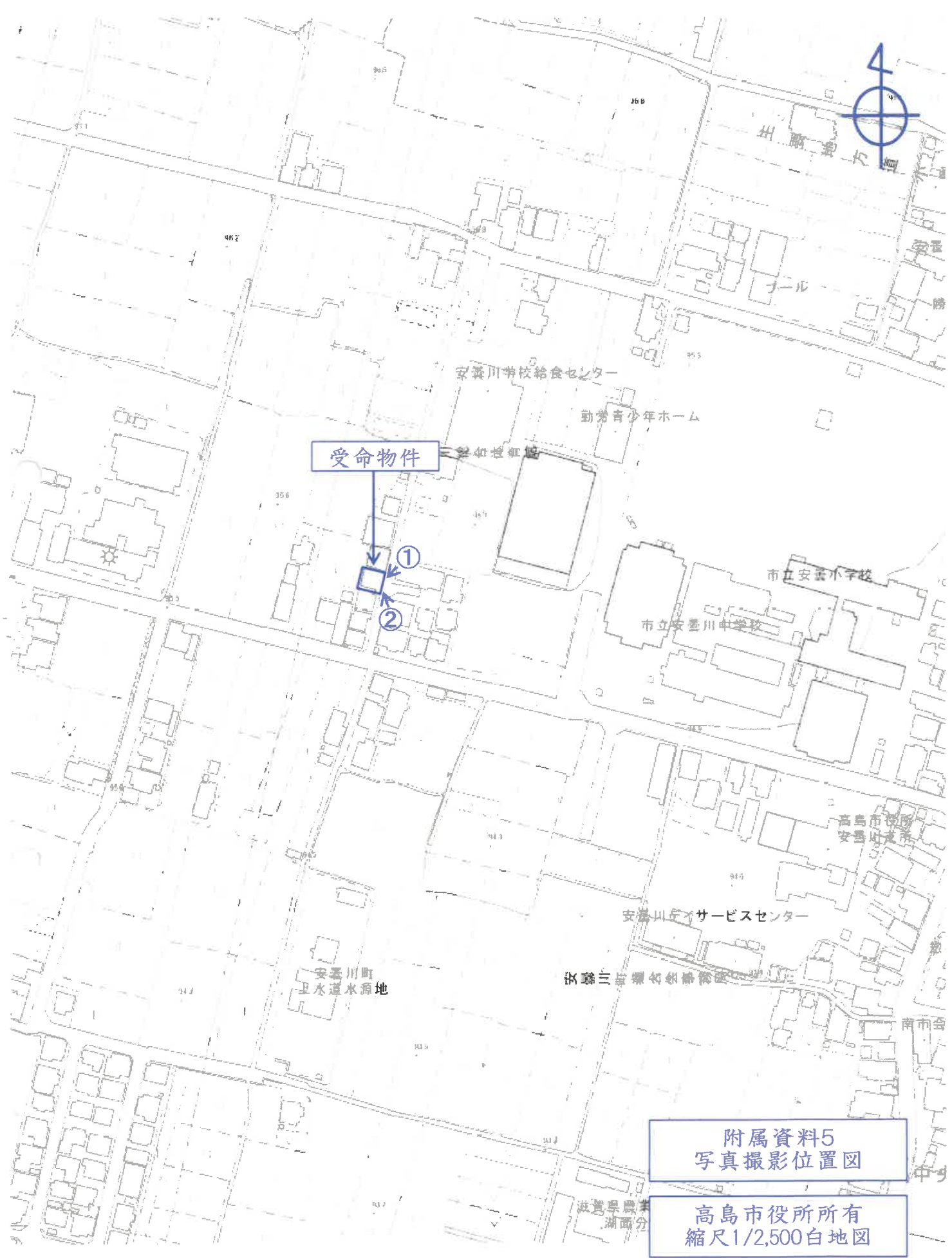


求積表	
⑥ 833-7	
16.06 X 8.12	= 130.4072
16.06 X 7.84	= 125.9104
計	256.3176
1/2	128.1588
面積	128.15㎡

縮尺1/500

附属資料4  
地積測量図写し





受命物件

①

②

附属資料5  
写真撮影位置図

高島市役所所有  
縮尺1/2,500白地図

①

目的外建物



②

目的外建物



附属資料6  
現況写真